



平成 25 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 明 和 地 所 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 原 田 英 明
コ ー ド 番 号 8 8 6 9 東 証 第 1 部
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 宮 崎 猛
(TEL 03-5489-0111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 27 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(定款第 30 条及び第 41 条)

なお、取締役の責任免除の規定(定款第 30 条)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(取締役の責任免除)</u> <u>第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項</u> <u>の規定により、取締役(取締役であつ</u> <u>た者を含む。)の会社法第 423 条第 1</u> <u>項の責任を、法令の限度において、取</u> <u>締役会の決議によって免除すること</u> <u>ができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 30 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 40 条～第 47 条 (条文省略)</p>	<p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 31 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 41 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 42 条～第 49 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成 25 年 6 月 27 日 (木)

定款変更の効力発生予定日

平成 25 年 6 月 27 日 (木)

以 上